



非常変災時における休業及び登下校について

注意報・警報等への対応については、下記を基本とします。しかし状況に応じて、校長が判断をして措置をとる場合があります。その折は保護者配信メール等によりお知らせします。

1 児童が登校する以前に警報（いかなる警報であっても）が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで家庭において待機します。
 - (2) 始業時刻の1時間前（7時15分）までに警報が解除された場合は、平常どおり登校します。
 - (3) 始業時刻の1時間前（7時15分）から正午までに警報が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始します。
 - (4) 正午を過ぎてから解除された場合は、休業とします。
 - (5) 午前中のみの土曜日等の教育活動については、始業時刻に警報が発令されている場合は、休業とします。
- ※ (2)と(3)の場合において、道路、橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には、登校する必要はありません。

2 児童が登校してから注意報（強風、大雨等）・警報等が発表された場合

- (1) 注意報等発表時の気象状況（台風等の位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等から判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校します。
- (2) 警報等発表時の気象状況（台風等の位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内及び各教育施設の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとります。
- (3) 岐阜中央中学校校区で連携して対応します。

3 警報の発表および発表が予想される場合の給食の実施について

- (1) 警報の発表および発表が予想される際には、給食が提供できない場合があります。
- (2) 気象状況により、当日の授業打ち切りが心配される場合は、給食の開始時刻を早めたり、簡易給食（パン・牛乳等）にしたりすることがあります。
- (3) 給食が提供できない場合も想定し、各家庭で保存食（パン・乾パン・レトルト食品等）の準備をお願いします。

※停電時は、電力マネジメントシステムが自立運転を開始し、南舎1階会議室、体育館のコンセントが使用可能（赤色）